

関係条文：法第34条、法第35条関係

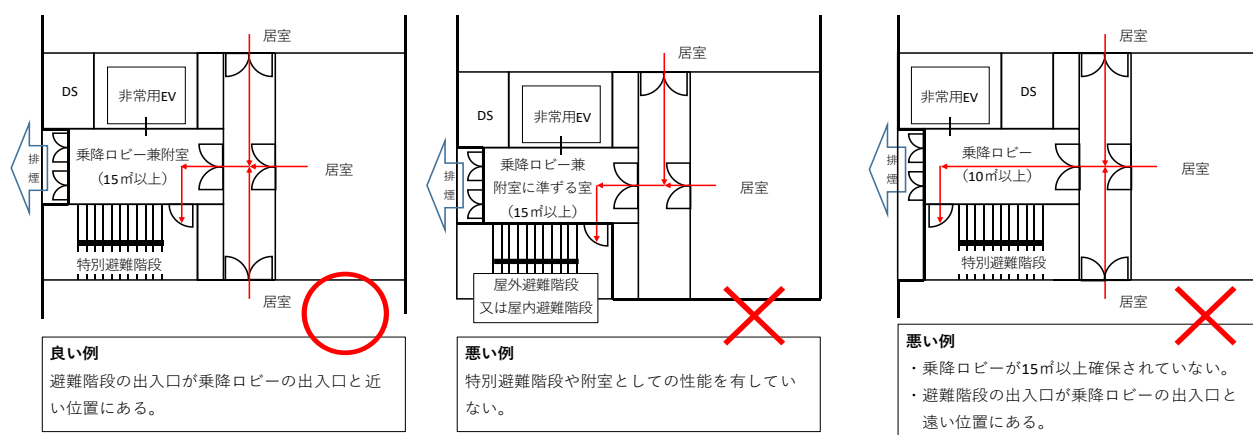
非常用エレベーターと避難経路はそれぞれ消火・救助活動、避難上重要なものである。消防活動、避難等に支障が無いと判断する例は以下の1及び2の基準を満たす、計画上の配慮がなされたものとする。なお、非常用エレベーターと乗用エレベーターの乗降空間は原則共用を認めない。

1 附室等と乗降ロビーを兼ねる場合の面積について

附室等と乗降ロビーを兼ねる場合は、最低 15m^2 とし、乗降ロビーの 10m^2 に特別避難階段の附室に求められる面積を足した面積以上とする。

2 消防活動拠点と避難経路の重複について

消防活動の拠点と避難経路が重なると、それぞれの活動に支障をきたす可能性があるため、特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビー以外の兼用は認めない。



解説

非常用エレベーター及び乗降ロビーは、災害時に消防隊の消火、救出活動の前線基地となるため、安全性の高い空間としなければならない。

特別避難階段におけるバルコニー又は附室の機能は、①火災階からの避難場所、火災階における救助活動、②消火活動等の一時避難場所、③火災階からの煙、炎を階段室へ流入することを抑止する、④階段室からの煙、炎を屋内へ流入することを抑止することが期待されている。

一定規模以上の空間が確保されており、かつ、導線が重ならない様に計画されていなければ、消防活動と避難が干渉してしまい、安全上や防火上の障害となってしまう。建築物において重要な施設であるため、十分に配慮した計画とすること。

参考文献

- ※1 建築基準法 質疑応答集 非常用EV:P.2069、附室の兼用:P.2069の2、特別避難階段:P.2175
- ※2 建築物の防火避難規定の解説2023 P.35